

平成 31 年 天草市農業委員会第 1 回総会議事録

平成 31 年 1 月 25 日天草市役所別館 B 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	稲 田 秀 敏 君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	黒 川 紀 世 子 君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	井 島 安 一 君
9 番	本 田 実 君	10 番	小 堀 田 幸 一 君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富 崎 ます み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

4 番 中 村 三 千 人 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	藤 本 寿	局長補佐	大 中 靖
係 長	荒 木 賢 司	参 事	松 本 馨
参 事	佐 々 木 暁 史	主 査	中 山 喜 光

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 5 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 05 分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成 31 年天草市農業委員会第 1 回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆様こんにちは。本日もお忙しい中ではありますが、お集まりいただきありがとうございます。1 月も少なくなりましたが、皆様におかれましては良い新年をお迎えいただいたことと思います。今年は災害のない 1 年になるよう願っております。我々の任期が残り 2 ヶ月となりました。本日申請された案件につきまして丁寧に審議していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局（藤本寿君） 本日は、4 番中村委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、2 番稲田委員、3 番山本委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の田 224 m²と畑 103 m²を売買により取得したというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から南東へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 2番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の田4,687㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本町公民館から北東へ約3.0km、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。五和町の譲受人は東京都の譲渡人より、五和町の畑5,330㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から南へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は浜崎町の個人で、今釜新町の畑220㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北東へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場として利用するため、6台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に駐車場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は川原新町の個人で、川原新町の畑119㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した熊本地方法務局天草支局から西へ約0.4km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが狭く不便なため、3台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に駐車場として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 2番について説明します。転用者は小松原町の法人で、小松原町の畑737㎡に賃借権を設定して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、店舗用地として利用したいため、店舗1棟、38台分の駐車場、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に駐車場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 3番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑265㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳小学校から南西へ約0.4km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車スペースが狭く不便なため、宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に住宅用地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○10番(小堀田幸一君) 図面上、農地の中に水路が走っているが問題ありませんか。

○事務局(中山喜光君) 隣接農地の理解を得て暗きょう排水をしており問題ありません。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第4号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） 議第4号について説明します。資料②の4ページからご説明いたします。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が11件、再設定の計画が4件、転貸が0件、合計で15件、筆数28筆、総面積41,606㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の4ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました貸借権設定15件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第5号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の12ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、倉岳地域が1件、新和地域が1件。筆数は全体で4筆、面積は3,545㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の5ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。

それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。倉岳支所浦出張所から北東へ約1.4kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が2番から4番の地図です。中田港ターミナルから南東へ約1.3kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、議案のとおり認定することにご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の13ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係許可不要転用届は2件、どちらも農業用倉庫を建設するというものでした。第5条関係許可不要転用届は2件、どちらも携帯電話の鉄塔を建設するというものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成31年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

午後2時25分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 稲田秀敏

署名委員 山本隆久

